

令和8年度 総合評価落札方式及びプロポーザル方式による測量業務の入札・契約 手続の実施方針

- 令和8年度 総合評価落札方式及びプロポーザル方式における測量業務の入札・契約制度の実施概要と改善等の取組

- a. 総合評価落札方式における賃上げ実施企業に対する加点措置（変更）**
- b. 企業の新規参入、担い手の育成及び工程管理の向上を促進する取組（継続）**
 - ・ 総合評価落札方式における技術者育成の試行（継続）
 - ・ 総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行（継続）
- c. 効率的な事務手続及びワーク・ライフ・バランスの推進等に向けた取組（継続）**
 - ・ 総合評価落札方式における一括審査方式の試行（継続）
 - ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価（継続）
 - ・ ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスの取組（継続）
 - ・ 出産・育児等による休業を取得した技術者の評価期間の延長(継続)
- d. 総合評価落札方式及びプロポーザル方式における入札者減少等への取組**
 - ・ 総合評価落札方式及びプロポーザル方式における入札者減少への取組

a. 総合評価落札方式における賃上げ実施企業に対する加点措置（変更）

実施概要

■ 賃上げ加点措置

- 総合評価落札方式の入札段階において、賃上げ実施を表明した参加企業に対し技術点として60点満点中2点(3%)の加点を実施する。
- 財務省から、令和8年中は基準賃上げ率の改定を行わない旨の通知あり。
(大企業：3%、中小企業：1.5%)

■ 配点の根拠

- 賃上げ実施を表明した企業への加点について、令和8年3月31日付けで国土交通省における制度の一部見直しが行われ、国土地理院においても、国土交通本省の適用内容を踏まえた対応を実施。
 - 国土交通省では、入札段階において「3%以上の整数の加点」を行うこととなり、国土地理院においてもこれを適用。
 - これに伴い、総合評価落札方式における技術提案書の評価項目の「実施方針-業務理解度」のうち「当該業務の目的」の評価点を5点(1点増)に変更。
- ※ 配点の詳細は 国土地理院HP (地理院ホーム> 契約・入札情報> 測量業務の品質確保)
国土地理院の測量業務発注／測量業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン (<https://www.gsi.go.jp/common/000271544.pdf>) を参照

■ 実施対象

- 令和8年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式により発注する測量業務

■ 賃上げ実績の確認

- 賃上げ表明した当該落札者は、事業年度等終了後に法人事業概況説明書、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表、税理士・公認会計士等の第三者による確認書等、賃上げを行った事実を確認できる書類を発注担当部署へ提出する。国土地理院へ提出された確認書類は契約課及び技術管理課において賃上げ基準を満たしていることを確認する。

■ 賃上げ加点を受けた落札者が、基準に達していない場合

- 賃上げ基準に達していない場合、各発注機関は四半期ごとに本省経由で財務省に報告する。財務省はこれを取りまとめ、各省庁へ通知する。
- この通知から1年間、賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、当該入札参加者に対して、加点割合よりも大きな割合の減点を行う。（中小企業：政府調達業務、大企業：国土交通省発注業務）
- 国土地理院の総合評価落札方式による入札では、60点満点中2点（3%）加点のため、3%以上の整数を超える減点（3点の減点）を行う。

b. 企業の新規参入、担い手の育成及び工程管理の向上を促進する取組

- ① 総合評価落札方式における技術者育成の試行（継続）
- ② 総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行（継続）

1. b. ① 総合評価落札方式における技術者育成の試行(継続)

令和8年実施内容

- ・ 中長期的な技術者の育成の重要性を鑑み、発注の実態に応じた試行業務を行う。
- ・ 育成対象を明確にするため、「主任技術者型」と「作業班長型」に分けて試行を行う。
- ・ 予定価格によらず、総合評価落札方式で発注する業務から選定して試行を行う。
- ・ 主任技術者型5件程度、作業班長型10件程度を目途に選定する。

評価方法

試行形式	評価内容
主任技術者型	・ 配置予定主任技術者が45才以下の場合、作業班長としての実績を主任技術者としての実績と同等に評価する ・ 配置予定主任技術者の年齢に応じて加点評価する（45才以下 + 1点、40才以下 + 2点）
作業班長型	・ 配置予定作業班長の実績・成績・表彰の加点評価は実施せず、保有する技術者資格、CPD取得のみを加点評価する ・ 配置予定作業班長の年齢に応じて加点評価する（40才以下 + 3点、35才以下 + 6点）

配置予定技術者の配置制限 (技術者育成型の兼務：R6年度から変更)			当該技術者は国土地理院が発注した他の技術者育成試行の案件の		
			主任技術者型に		作業班長型に
			年齢加点を受けて主任技術者として従事中	年齢加点を受けずに主任技術者として従事中	主任技術者として従事中
国土地理院が発注しようとしている技術者育成試行案件の	主任技術者型に	主任技術者として	配置できない	配置できない	配置できない
		作業班長として	配置できる	配置できる	配置できる
	作業班長型に	主任技術者として	配置できる	配置できる	配置できる
		作業班長として	配置できる	配置できる	配置できる

1. b. ② 総合評価落札方式における業務チャレンジ型の試行(継続)

令和8年実施内容

- 基本測量業務の受注実績のない企業等の参入機会を確保し、測量業者（測量技術者）の技術力の確保・向上を図るため、引き続き発注の実態に応じた試行業務を行う。
- 業務種別及び予定価格によらず、総合評価落札方式で発注する業務から、適宜選定して試行を行う。

評価方法

- 基本測量業務の実績のない業者も参入しやすいよう、企業や測量技術者の業務成績及び優良表彰は評価対象としない
- 測量技術者が自己研鑽の結果として取得できる測量技術者資格及び業務継続教育（CPD）の取組を加点して評価する

契約方式	総合評価落札方式（簡易型1:1）
業務成績	評価対象としない
優良表彰	評価対象としない
測量技術者資格	加点して評価
業務継続教育（CPD）取組	加点して評価
対象業務	業務種別（基準点測量、写真測量、地図調製、地理調査）及び予定価格によらず、適宜選定

c. 効率的な事務手続及びワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組等

- ① 総合評価落札方式における一括審査方式の試行（継続）
- ② ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価（継続）
 - （参考）ウィークリースタンスの取組（継続）
 - （参考）ワンデーレスポンスの取組（継続）
 - （参考）出産・育児等による休業を取得した技術者の評価期間の延長（継続）

対 象

- 以下の①～④を全て満たす測量業務は一括審査方式を適用できるものとする
 - ① 総合評価落札方式で行われる業務
 - ② 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一の業務
 - ③ 業務の目的・内容及び技術力審査・評価の項目（実施方針又は評価テーマを含む）が同一で、業務規模が同程度の業務
 - ④ 手続開始の公示、参加表明書の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている業務

対象業務の例

電子国土基本図更新、空中写真撮影、航空レーザ計測

適用対象外

- 上記対象業務の条件を満たしていても以下に該当する場合適用対象外とする
 - 総合評価落札方式における指名段階の評価項目として地域貢献度等を設定する業務
 - ✓ 地域貢献度：当該地域での災害協定に基づく業務実績の有無を評価するもの（指名段階）
 - ✓ 地域精通度：一定の地域内における「本店」又は「支店又は営業所等」の有無を評価するもの（指名段階）
 - ※ ただし、一回の一括審査の対象業務すべてで同じ地域貢献度等を設定する場合は、試行を可能とする

対象外の業務の例

基準点測量、水準測量

令和8年実施内容

- 発注事務の負担が軽減されていることから、引き続き発注の実態に応じた試行業務を行う。
- 令和8年度は引き続き、「写真測量」「地図調製」「地理調査」業務のうち、同一日に開札する業務（条件を満たすもの）については、可能な限り、一括審査方式の試行とする
- 落札決定を行う業務の順番は、手続開始の公示及び入札説明書において明らかにする

目 的

- ワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組として、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として、法令に基づく認定を受けた企業、その他これに準ずる企業を指名段階の評価で加点する

対 象

- 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注するすべての業務

令和8年実施内容

評価項目		評価基準	配点
参加表明者の 経験及び能力	資格・実績等	次に掲げるいずれかの認定を受けている - 女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 - 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※2 - 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。(同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業については本取組の加点の対象としない)

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

1. c. (参考) ウィークリースタンス(継続)

目 的

- 土日は「働かない」、「働かせない」ことなど、**1週間単位の計画的な仕事の進め方**を受発注者双方で明確にして業務にあたる取組を「**ウィークリースタンス**」と命名して実行し、業務の効率化、業務の円滑な実施と成果品の品質向上を図る

R8年実施内容

- 業務着手時の打合せにおいて、受発注者間で具体的に取り組む内容を確認・調整して、具体的な進め方を設定して実施する

【対象】 全ての測量業務

【設定項目】

- ① 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- ② 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない
- ③ ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
- ④ 昼休みや午後5時以降の打合せを行わない
- ⑤ 内容に見合った作業期間を確保する
- ⑥ その他受発注者間で確認・共有する

金	土	日	月	月	火	水	木
依頼	→ × →		提出	依頼	作業期間 (最低○日間) →		提出

～9	10	11	12	13	14	15	16～
移動時間	打合せ 時間帯 (10時～12時)		昼 食	打合せ 時間帯 (13時～16時)			移動時間

【進め方】

- 特記仕様書に、ウィークリースタンスを実施することを明記する
- 業務受注者はチェックシートを作成し、業務着手時に受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、業務特性等を勘案し、①～⑥の実施内容を設定する
- 依頼・回答等についてはワンデーレスポンスの取組に準じる

- 本事項は総合評価落札方式及びプロポーザル方式に限らず適用される制度であるが、平成30年度総合評価委員会における12審議において承認された制度であるため継続して実施方針としている。

1. c. (参考) ワンデーレスポンス(継続)

目 的

- 受注者により業務上の質問・協議があった際は原則として「その日のうち」に回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知することにより、円滑な業務の実施を可能にする

対 象

- すべての測量業務

R8年実施内容

【実施する事項】

- 業務履行中に受注者から業務内容等について質問・協議があった場合には、「その日のうち」に回答することを原則とする
- 回答に検討期間を要する場合等「その日のうち」に回答が不可能な場合は、受注者に優先順位や重要度を確認した上で、発注者は適切な時期に回答期限を設定し、確実な回答に努める

【留意点】

- 回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する
- 回答に重要な判断を必要とする場合は、関係部署の統一見解を確認する等、回答内容を確実なものとする
- 発注担当者に目的・取組内容を徹底する
- さらに、着手時打合せの際に、受注者にワンデーレスポンスの内容をあらためて周知し、受発注者双方で着実な実施に努める
- 業務実施中にも適切な対応ができているか自己点検する
- また、今後の改善に資するため、納品時にも実施状況を確認する

- 本事項は総合評価落札方式及びプロポーザル方式に限らず適用される制度であるが、平成30年度総合評価委員会における審議において承認された制度であるため継続して実施方針としている。

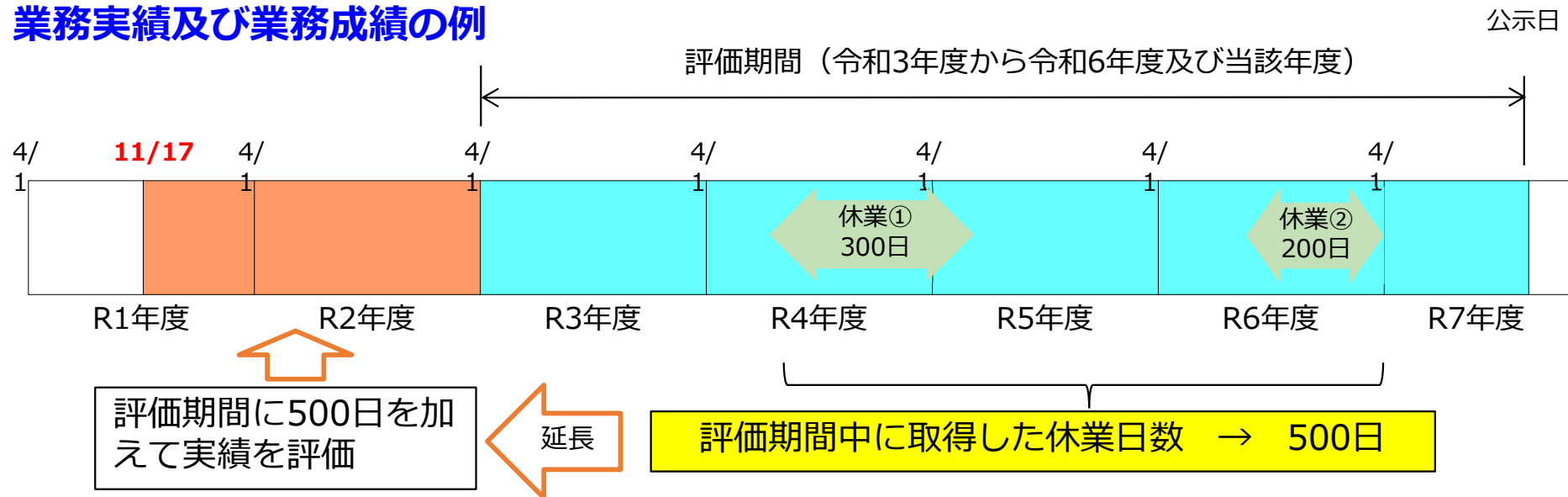
1. c. (参考) 出産・育児等による休業を取得した技術者の評価期間の延長(継続)

実施内容

- 配置予定技術者が、評価の対象期間中に出産・育児・介護等の休業を取得していた場合には、休業期間に相当する期間を評価の対象期間に加える。(平成29年4月公示から継続して実施)
- 対象とする評価項目(主任技術者、作業班長)
「業務実績」、「業務成績」、「優良表彰」、「継続教育(CPD)の取組姿勢」

評価期間延長の概要

業務実績及び業務成績の例



R8年実施内容

- ワーク・ライフ・バランスの推進及び中長期的な担い手確保の取組として、令和8年も継続して実施する。

■ 本事項は総合評価落札方式及びプロポーザル方式に限らず適用される制度であるが、平成28年度総合評価委員会における¹⁴審議において承認されたものであるため継続して実施方針としている。